

登園届（保護者記入）

名氏兒園

(

組

グループ)

新型コロナウイルス感染症又はその疑いがある場合は、学校保健安全法第19条に基づき登園停止となります。

医師の処置と指示に従い、体力の回復と感染拡大予防の為、登園停止期間遵守

- 医療機関受診後、必ず園へ連絡を入れ、医師の診断について記入下さい。

※	発症日	R	年	月	日
①	医療機関名				
	医療機関受診日	R	年	月	日
②	医療用抗原検査日	R	年	月	日
症状が軽快した日		R	年	月	日
登園再開日		R	年	月	日

※ 発症した日から5日を経過し、かつ、解熱し症状が軽快した後一日を経過するまでの検温結果を下記へ記入ください。（表の日数票は目安です。）

《 出席停止期間中の体温測定結果 》

登園停止期間

新型コロナウイルス感染症に係る登園停止の期間の基準について

(R5年5月8日より適用)

参照：厚生労働省通知

〈有症状の場合〉 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで

	発症日	発症後						
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症後1日目に 軽快した場合	有症状	軽快	軽快後 1日					療養 解除
発症後2日目に 軽快した場合	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日				療養 解除
発症後3日目に 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日			療養 解除
発症後4日目に 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日		療養 解除
発症後5日目に 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日	療養 解除

〈無症状の場合〉 検体を採取した日から5日を経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
検体を採取した日						療養 解除

- 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、風邪症状（咳や鼻水等）が改善傾向にある事です。
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日経過」とは、発症した日や症状が軽快した日を0日とし、カウントします。（上記図を参照）
- 登園停止の期間については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行による（通知）により作成しておりますので登園停止の期間の短縮は想定されていません。」